

議案第 5 号

取手市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例について

取手市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 3 1 年
条例第 5 9 号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成 3 0 年 3 月 1 日提出

取手市長 藤 井 信 吾

提案理由

家庭相談員の報酬を月額報酬から日額報酬に改定するとともに、いじめ問題専門委員会及びいじめ問題再調査委員会の委員長及び委員並びにスクールソーシャルワーカーの日額報酬等及び副市長に相当する額の旅費をそれぞれ定めるため、本条例の一部を改正するものです。

取手市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

取手市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第59号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前（対応する改正後の欄はこの欄の次に記載）			
別表(第1条, 第5条関係)			
職名		報酬額(円)	旅費の額 (相当する職)
教育委員会委員の部から療育専門員の部まで		(略)	(略)
家庭相談員		<u>月 129,000</u>	〃
男女共同参画審議会	会長	<u>旦 6,700</u>	副市長
	委員	(略)	(略)
男女共同参画苦情処理員の部から教育支援委員会の部まで		(略)	(略)
スクールカウンセラーの部及び準スクールカウンセラーの部		(略)	(略)
社会教育委員の部から非常勤の嘱託員の部まで		(略)	(略)
備考 (略)			

改正後（対応する改正前の欄はこの欄の前に記載）			
別表(第1条, 第5条関係)			
職名		報酬額(円)	旅費の額 (相当する職)
教育委員会委員の部から療育専門員の部まで		(略)	(略)
家庭相談員		<u>〃 10,750</u>	〃
男女共同参画審議会	会長	<u>〃 6,700</u>	副市長
	委員	(略)	(略)

男女共同参画苦情処理員の部から教育支援委員会の部まで		(略)	(略)
<u>いじめ問題専門委員会</u>	<u>委員長</u>	<u>〃 17,000</u>	<u>〃</u>
	<u>委員</u>	<u>〃 15,000</u>	<u>〃</u>
<u>いじめ問題再調査委員会</u>	<u>委員長</u>	<u>〃 17,000</u>	<u>〃</u>
	<u>委員</u>	<u>〃 15,000</u>	<u>〃</u>
スクールカウンセラーの部及び準スクールカウンセラーの部		(略)	(略)
<u>スクールソーシャルワーカー</u>		<u>日 18,000</u> <u>1時間 3,000</u>	<u>〃</u>
社会教育委員の部から非常勤の嘱託員の部まで		(略)	(略)
備考 (略)			

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。